

奥多々良木発電所 変圧器油性能分析における P C B混入絶縁油の不適切な取扱い等に関する概要

1. 不適切な取扱いの概要

(1)

対 象：奥多々良木発電所（2号変圧器の絶縁油の絶縁性能分析）

時 期：2018年および2019年

絶縁油：微量のP C Bが含まれる絶縁油38L（1.4mg/kg）

事 象：絶縁性能分析を社外に業務委託する際に、本来、社内のルールでは、絶縁油のP C B混入の有無等を仕様書に明記して、委託先に通知する必要がありましたが、今回、絶縁油にP C Bが含まれていることを通知できていませんでした。その結果、P C B混入絶縁油を委託先において保管または当社に返送することができず、適切に処理することができませんでした。

その他：2009年、2012年、2015年に同様の分析を計3回実施。
2015年実施分は、委託先から当社に絶縁油が返送された記録と返送先である当社の朝来電力所^{*}における保管記録が確認でき、現在も適切に保管できていることを確認しています。

2009年、2012年実施分は、既に確認できる書類が存在しないため、処理の取扱いは確認できませんでしたが、仮に今回の事象と同様に売却されたとしても、当該絶縁油の濃度から推定すると、P C B廃棄物の濃度の基準値以下になると考えています。

^{*}2018年6月、送配電事業の法的分離への対応のため、朝来水力センターに組織改正実施

(2)

対 象：喜撰山発電所（1号起動用変圧器の絶縁油の絶縁性能分析）

時 期：2018年および2019年

絶縁油：微量のP C Bが含まれる絶縁油36L（4.7mg/kg）

事 象：委託先にP C Bが含まれていることを通知した上で、絶縁性能分析を実施しましたが、委託先から返送されたP C B混入絶縁油について、保管場所への掲示板の設置など、保管に必要な措置と、毎年度行う必要がある所管行政への保管状況の届出^{*}を行っていませんでした。

^{*}今回、2018年に実施した分析に伴うP C B混入絶縁油（18L）について、届出ができていませんでした。（2018年度末時点、2019年度末時点の計2回の保管状況の届出が対象）

2. 判明した経緯

2020年

- 10.22 2020年度実施分の奥多々良木発電所2号変圧器の絶縁油の絶縁性能分析を委託先へ発注するにあたり、PCB混入絶縁油の分析後の取扱いを確認するため、委託先へ過去の状況について確認した結果、該当絶縁油にPCBが含まれないものとして取り扱っていたことが判明。
- 10.30 類似事例の有無を確認した結果、喜撰山発電所において、PCB混入絶縁油の保管に必要な措置と所管行政への保管状況の届出を行っていないことが判明。
- 11.4 再発防止対策をとりまとめ、奥多々良木発電所の事象について、本日、兵庫県但馬県民局および兵庫県西播磨県民局に報告を実施。また、喜撰山発電所の事象について、保管に必要な措置を講じた上で、本日、京都府山城北保健所に届出を実施。

3. 原因

- ・社員の法令・社内ルールの認識不足
- ・業務手順の不足

(奥多々良木発電所)

当該業務に携わった社員は、PCB混入絶縁油の取扱いに関する法令・社内ルールの認識が十分でなかったため、絶縁油のPCB混入の有無等を仕様書に明記せず、委託先に絶縁油にPCBが含まれていることを通知できていませんでした。さらに、委託先からPCB混入絶縁油を返送されたことを確認しておらず、また、確認する仕組みもありませんでした。

(喜撰山発電所)

当該業務に携わった社員は、PCB混入絶縁油の取扱いに関する法令・社内ルールの認識が十分でなかったため、保管に必要な措置と所管行政への保管状況の届出を行っていませんでした。

4. 再発防止対策

(社内ルールにおける業務手順の明確化)

- ・仕様書にPCB混入有無、分析後の油の取扱いに関する記載方法を明確化する。
- ・PCB混入絶縁油の返送を確認する仕組みを構築する。
- ・PCB混入絶縁油を分析する場合の油の取扱いフローを明確化する。

(コンプライアンスの再徹底)

- ・本事象を社内関係箇所に周知するとともに、関係法令および社内ルールの遵守を再徹底する。

以上